

国地契第21号
国官技第117号
国営計第65号
平成16年9月1日

各地方整備局総務部長 あて
各地方整備局企画部長 あて
各地方整備局営繕部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の 取扱いについて

工事の品質確保と事業実施の一層の効率化を図る観点から、ISO9001認証を取得している請負者の品質マネジメントシステム(下記において単に「品質マネジメントシステム」という。)を活用した工事における監督業務等の取扱いについて下記のとおり定めたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、「公共工事等へのISO9000シリーズの適用について」(平成13年4月24日付け国地契第5号、国官技第20号、国営計第13号)は、廃止する。

記

1 対象工事

この取扱いの対象工事は、一般競争入札方式に付する工事(港湾空港関係事務に関するものを除くものとし、監督業務を重点的に実施する工事を除く。)とする。

なお、当分の間、公募型指名競争入札方式及び工事希望型指名競争入札方式に付する工事(港湾空港関係事務に関するものを除くものとし、監督業務を重点的に実施する工事を除く。)のうちから、この取扱いを適用することにより事業実施の一層の効率化が見込まれるものを基本として各地方整備局ごとにこれらの入札方式による発注予定工事件数の合計の1割以上抽出したものを対象として、この取扱いを試行するものとする。

2 ISO9001認証等

(1) ISO9001認証

この通知において、「ISO9001認証」とは、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)又はこれらと一致する規格に基づく認証で、財団法人日本適合性認定協会(JAB)又は国際認定機関フォーラム(IAF)における国際相互承認協定(MLA)を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものをいう。

(2) 認証取得者

この通知において、「認証取得者」とは、次の 又は のいずれかに該当する者をいう。

ISO9001認証を取得している請負者
その工事の実際の施工を担当する内部組織がISO9001認証を取得している請負者（当該内部組織が複数ある場合にあっては、当該複数の内部組織が認証範囲に含まれ、又はそれぞれ認証を取得しているものに限る。）

3 入札説明書等における記載

(1) この取扱いに関し、一般競争入札にあっては入札説明書の「その他」に、公募型指名競争入札にあっては技術資料作成要領に、工事希望型指名競争入札にあっては送付資料に、次に掲げる事項を記載するものとする。

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事であること。

請負者は、の取扱いの適用を希望するときは、地方整備局長又は事務所長に対し、工事請負契約締結日から14日以内に4(1) から までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができること。

地方整備局長又は事務所長は、の申請があった場合において、の取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知すること。

地方整備局長又は事務所長は、の申請があった場合において、の取扱いの適用が適当でないとき認めるときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知すること。

(2) (1)の記載は、別表1の記載例によるものとする。

4 申請、承認等

(1) 申請

この取扱いを受けようとする認証取得者は、地方整備局長又は事務所長に対し、工事請負契約の締結の日から14日以内に、次に掲げる書類を提出して申請するものとする。ただし、及びに掲げる書類については、に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

申請書（別記様式1）

ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

ISO9001の審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限り。）の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

申請に係る工事（において「申請工事」という。）を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度。(2) において同じ。）に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合にあっては土木工事、営繕工事の場合にあっては営繕工事に限る。並びに(2) において同じ。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書（「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）、「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成1

3年3月30日付け国営技第32号)及び「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号)の別添4の別記様式第1に規定する工事成績評定通知書をいう。において同じ。)の写し

の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

(2) 承認の通知

地方整備局長又は事務所長は、(1)の申請があった場合において、次に掲げる事項を確認の上、この取扱いを行うことが適当と認めるときは、申請日から14日以内に承認し、別記様式2によりその旨を申請者に通知するものとする。

(1)により提出すべきすべての書類が提出されており、かつ、その内容が適正であること。

申請日の前年度及び前々年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、その評定点合計(「請負工事成績評定要領の運用について」、「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」及び「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」の別添1の別記様式第1の工事成績採点表に規定する評定点合計をいう。において同じ。)の平均点が70点以上であり、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 評定点合計が65点未満である工事(ロにおいて「65点未満工事」という。)がないこと。

ロ 65点未満工事があるが、工事成績が全般的に良好であること。

の成績評定を受けていない場合においては、ISO9001認証の取得以降における直近の成績評定の評定点合計が70点以上であること。

(3) 不承認の通知

地方整備局長又は事務所長は、(1)の申請があった場合において、この取扱いを行うことが適当でないとき認めるときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(4) 認証の取消しの申出

(2)の承認を受けた請負者は、ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに監督職員に申し出るものとする。

5 品質計画書の提出等

(1) 品質計画書の作成及び提出

4(2)の承認の通知を受けた請負者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合において、工事の施工を請負者の複数の組織が担当し、かつ、当該複数の組織ごとにISO9001認証を取得しているときは、当該複数の組織ごとに品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 品質計画書及び施工計画書の取扱い

品質計画書及び土木工事共通仕様書1-1-6第1項に定める施工計画書は、統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載事項に重複が生じるときは、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成してもよいものとする。

6 共同企業体の場合の取扱い

(1) 請負者が共同企業体である場合における認証取得者

請負者が共同企業体である場合における認証取得者とは、すべての構成員が認証取得者である共同企業体をいう。

(2) 請負者が共同企業体である場合における申請、承認等

共同企業体が行う4(1)の申請、4(4)の申出及び5(1)の品質計画書の提出は、その代表者が行うものとする。

(3) 請負者が共同企業体である場合における評定点合計に係る確認事項の取扱い

4(2) 及び に掲げる事項は、すべての構成員について確認するものとする。

(4) 請負者が共同企業体である場合における品質計画書の作成及び提出

5(1)の品質計画書の作成は、4(2)の承認の通知を受けた請負者が共同企業体であるときは、次の から までに掲げる場合についてそれぞれ から までに掲げる品質マネジメントシステムをもって当該共同企業体の品質マネジメントシステムとみなして、行うものとする。

甲型特定建設工事共同企業体 代表者の品質マネジメントシステム

乙型特定建設工事共同企業体及び乙型経常建設共同企業体 すべての構成員の品質マネジメントシステム

甲型経常建設共同企業体 出資比率が最大の構成員の品質マネジメントシステム

(5) 共同企業体の品質計画書への特記事項

共同企業体にあつては、各構成員の施工上の役割分担その他必要な事項を品質計画書に記載するものとする。

7 品質マネジメントシステムを活用した監督業務

(1) 請負者作成の検査記録の確認による代替等

土木工事監督技術基準(案)(平成15年3月31日付け国官技第345号)第3条の表2.(2)に規定する「指定材料の確認」にあつては指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を、営繕工事監督技術基準(案)(昭和61年6月20日付け建設省営監発第24号)第3条の表2(2)に規定する「工事材料の検査等」にあつては指定された材料の試験、立会い又は検査を、請負者が作成した検査記録を確認することをもって代えるものとする。

土木工事監督技術基準(案)第3条の表2.(3)及び営繕工事監督技術基準(案)第3条の表2(3)に規定する「工事施工の立会い」については、できる限り請負者が作成した検査記録を確認することをもって代えるものとする。

別表2の中欄に掲げる監督項目に関する土木工事監督技術基準(案)第3条の表2.(4)に規定する「工事施工状況の確認(段階確認)」及び営繕工事監督技術基準(案)第3条の表2(4)に規定する「工事施工の検査等」(以下「段階確認」という。)については、原則として、それぞれ別表2の右欄に掲げるところによるものとする。この場合において確認をしたときは、監督職員は、請負者に段階確認書を通知するものとする。

(2) 重点監督の場合の取扱い

(1)にかかわらず、重点監督(土木工事監督技術基準(案)別表1の段階確認一覧(以下単に「段階確認一覧」という。))に規定する重点監督をいう。)の

対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。

(3) この取扱いを希望しない場合の取扱い

請負者は、(1)の場合において、一部の工事の種別についてこの取扱いを希望しないときは、監督職員の承諾を得て、通常の立会い及び通常の段階確認を選択できるものとする。

(4) 工事施工状況の把握の実施

工事の適切な施工の確保及び請負者による検査記録の適切な作成のため、土木工事監督技術基準(案)第3条の表2.(5)に規定する「工事施工状況の把握」については、引き続き適宜行うものとする。また、営繕工事においても工事施工状況を適宜把握するものとする。

8 請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握

監督職員は、次に掲げるところに従い、請負者の工事現場における品質マネジメントシステムの運用状況を把握するための調査を行うものとする。

請負者の品質マネジメントシステムの把握(工事着手前並びに品質計画書及び施工計画書の内容の変更時)

品質計画書又は施工計画書に記載された品質計画を把握すること。

請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握(工事施工中)

適宜請負者の品質記録から次のイ及びロに掲げる事項を抽出して確認することにより品質マネジメントシステムの運用状況を把握すること。この場合において、イ及びロにおいて不適合に関する記録があれば、不適合の管理記録及び是正処置記録の内容を把握するものとする。

イ 請負者の品質記録の把握

請負者の品質記録に基づき、次に掲げる事項が品質計画どおり確実に実施されていること及び不適合があった場合に、必要な指示がなされ、適切な是正処置が実施されていることを把握すること。

(イ) 請負者による検査(段階確認に関する検査、出来形及び品質の管理のための検査並びに写真管理の状況の検査をいう。)

(ロ) トレーサビリティの記録の作成

(ハ) 検査及び試験装置の管理記録の作成

ロ 内部監査の実施の把握

内部監査(6月に1度程度(工期が6月以内の場合にあっては、工期内において1度以上)実施されるものに限る。)が適正に実施されているかどうかを把握すること。

9 立会い、確認及び把握の程度

7(1)及び(4)並びに8に基づき行う立会い、確認及び把握の程度の合計は、この取扱いを受けなかったとすれば要していた立会い、確認及び把握の程度の合計以下となるよう適切な時期に実施するものとする。

10 検査時の提出書類の様式

7(1) から までにより監督業務を請負者が作成した検査記録を確認することにより代替するときは、請負者が検査時に検査職員に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類は、記載漏れがない場合に限り、監督職員の承諾を得て、所定の様式によらず請負者の検査記録の様式により提出してもよいものとする。

1.1 本通知に定める取扱いの中止

(1) 地方整備局長又は事務所長は、次に掲げる場合においては、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施するものとする。

4(4)の規定による申出があったとき。

別表2の右欄に定める請負者の検査記録の確認及び8の品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたとき。

(2) 地方整備局長又は事務所長は、(1)によりこの取扱いを中止することとしたときは、速やかに、請負者にその旨を別記様式3により通知するものとする。

1.2 適用

この取扱いは、平成16年10月1日以降に公告する一般競争入札、同日以降に技術資料収集に係る掲示を行う公募型指名競争入札及び同日以降に送付資料を送付する工事希望型指名競争入札から適用するものとする。

別表 1 (3 関係)

本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、地方整備局長〔 事務所長 〕に対し、工事請負契約締結日から 14 日以内に次の から までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、及び に掲げる書類については、に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し

ISO9001 の審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

本工事を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

申請日の前年度及び前々年度〔前々年度及びその前年度〕に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。〔営繕工事に限る。〕）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

〔注〕〔 〕内は、申請日の属する月が 4 月から 7 月までの場合に使用する。

の成績評定を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。〔営繕工事に限る。〕）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

地方整備局長〔 事務所長 〕は、この取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

地方整備局長〔 事務所長 〕は、この取扱いの適用が適当でないと認めるときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

別表2（7関係）

	監督項目	段階確認
	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関する項目	通常の段階確認を実施すること。
	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施すること。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については、適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること。
	段階確認一覧の「確認の程度」の欄において「1回/1工事」、「1回/1構造物」等と定められている項目	適当な時期に請負者の検査記録を確認すること。
	鉄筋組立てに関する項目	段階確認一覧に定める「確認の程度」の半分の頻度で通常の段階確認を実施すること。
	その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること。

別記様式 1 (4 関係)

I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 活 用 監 督 業 務 等 申 請 書	
平成 年 月 日	
地方整備局長〔 事務所長 〕 殿	住所
	商号又は名称
	代表者氏名
建設工事について、I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 を 活 用 し た 監 督 業 務 等 の取扱いを受けたく、下記のとおり申請します。	
記	
1 落札日	平成 年 月 日
2 添付書類	
	I S O 9 0 0 1 認 証 の 取 得 に 係 る 登 録 証 の 写 し
	I S O 9 0 0 1 の 審 査 に 係 る 直 近 の 審 査 報 告 書 の 写 し 及 び 合 否 判 定 結 果の写し
(工事を担当する内部組織が I S O 9 0 0 1 認 証 を 取 得 し て い る こ と を 示す書類)	
(I S O 9 0 0 1 認 証 の 範 囲 が 、 工 事 の 内 容 に 一 致 し て い る こ と を 示 す 書類)	
	平成 年度及び平成 年度に完成した土木工事〔営繕工事〕の工 事成績評定通知書の写し
[I S O 9 0 0 1 認 証 の 取 得 に 係 る 直 近 の 工 事 成 績 評 定 通 知 書 の 写し]	

別記様式 2 (4 関係)

I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 活 用 監 督 業 務 等 承 認 通 知 書	
番号	
平成 年 月 日	
住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
	地方整備局長〔 事務所長 〕
平成 年 月 日付けで申請のあった	建設工事に関する I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 を 活 用 し た 監 督 業 務 等 の 取 扱 い に つ い て は 、 承 認 し ま す 。

別記様式3（11関係）

ISO9001認証取得活用監督業務等中止通知書

番号

平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

地方整備局長〔 事務所長 〕

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって 建設
工事に関するISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを承認し
ましたが、この度、その取扱いを中止することとしたので、通知します。

事務連絡
平成16年9月1日

各地方整備局総務部契約課長 あて
各地方整備局企画部技術管理課長 あて
各地方整備局営繕部技術・評価課長 あて

大臣官房地方課企画専門官
大臣官房技術調査課課長補佐
大臣官房官庁営繕部計画課課長補佐

ISO9001認証取得を活用した監督業務等の承認に当たって
の「工事成績が全般的に良好であること」の運用について

「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」については、平成16年9月1日付け国地契第21号、国官技第117号、国営計第65号をもって地方課長、技術調査課長、官庁営繕部計画課長から総務部長、企画部長、営繕部長あて通知されたところであるが、同通知(1(2)及び(4)において「課長通知」という。)の記4(2)口の「工事成績が全般的に良好であること」については、次に掲げるところによることとされたい。

- 1 「工事成績が全般的に良好であること」とは、次の(1)から(4)までを満たすものとする。
 - (1) 申請日の前年度及び前々年度(申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度)に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事(港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合にあっては土木工事、営繕工事の場合にあっては営繕工事に限る。(2)において単に「完成工事」という。)で、その評定点合計が65点未満であるもの(以下「65点未満工事」という。)の件数が3件以下であること。
 - (2) 次のいずれかに該当すること(別表参照)。
 - 65点未満工事の件数を完成工事の件数で除した割合(及び2において、「65点未満工事割合」という。)が10分の1以下であること。
 - 65点未満工事割合が10分の1を超え10分の2以下である場合において、課長通知の記4(2)の平均点が74点以上であること。
 - (3) 65点未満工事に係る評定における減点評価に係る考査項目(細別)について改善策が講じられ、その成果が認められること。
 - (4) その他申請に係る工事成績、品質マネジメントシステム等を総合的に勘案して、課長通知に定める取扱いを受けるにふさわしいと認められること。
- 2 1(2)について、65点未満工事割合が10分の2を超えるときは、原則として「工事成績が全般的に良好であること」とはしないこと。
- 3 1(3)の「成果」とは、例えば、社内で安全対策の強化が行われ、その後の工事において事故がないこと等をいうこと。また、その確認に当たっては、申請者からの聴取りにより行うこと。

別表

(1 (2) の 6 5 点未満工事割合の例)

完成工事件数	6 5 点未満工事の件数	
	1 0 分の 1 以下	1 0 分の 1 を超え 1 0 分の 2 以下
1 ~ 4 件		
5 ~ 9 件		1 件
1 0 ~ 1 4 件	1 件	2 件
1 5 ~ 1 9 件		2 件又は 3 件
2 0 ~ 2 4 件	1 件又は 2 件	3 件
2 5 ~ 2 9 件		3 件
~	~	~